

## 令和8～10年度人間ドック健診契約書（案）

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の役職員及び被扶養配偶者（以下「受診者」という。）に対して実施する人間ドック健診（以下「健診」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（総則）

- 1 乙は、本契約に基づき、受診を希望する受診者に対して、健診を実施するものとする。
- 2 本契約における詳細については、別紙の仕様書に定めるものとする。なお、本契約と仕様書に定める内容が相違する場合には、仕様書に定める内容が優先する。

### 第2条（期間）

乙は、前条の健診を契約締結日から令和11年3月31日までの間に履行するものとする。

### 第3条（料金）

本契約に基づく検査項目及び健診料金は別紙のとおりとする。

### 第4条（実施場所）

健診は、乙の〇〇〇〇〇〇〇〇〇 [実施機関名称及び所在地] において実施するものとする。

### 第5条（予約）

乙は、受診者から健診の予約を直接受けることとし、受診者に対し健診の日時を通知するとともに、必要な資料を送付する。

### 第6条（検査記録）

- 1 乙は、検査終了後、受診者の検査記録を作成し、保管するものとする。
- 2 乙は、前項の検査記録に基づいて検査成績書を3通作成し、1通は乙の控とし、1通は受診者に、1通は甲に交付するものとする。
- 3 検査記録の取り扱いにつき受診者と甲との間で紛争が生じた場合は、甲の責任においてこれを解決するものとし、乙は一切関知しないものとする。

### 第7条（支払方法）

- 1 乙は、各月ごとの健診実施分のうち、仕様書に定める費用負担の基準に従って算出される甲の負担額に係る請求書を、当該月の翌月10日までに甲の総務部人事労務課労務福利係に

送付する。

- 2 甲は、乙に対し、前項の請求書を受領した日から30日以内に、甲乙間で合意した銀行口座に振込送金して支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 受診者の負担額については、健診実施当日に受診者が乙の請求に基づき支払うものとする。

#### 第8条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、受診者の健診内容を健診以外の目的に利用してはならない。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結及び本件業務をなすに当たって知り得た相手方の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- 3 本件業務の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

#### 第9条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - （1）正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。
  - （2）前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - （1）監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
  - （2）会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
  - （3）差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
  - （4）合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
  - （5）前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - （6）甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
  - （7）甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
  - （8）民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合
  - （9）その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。

る。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
  - （1）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
  - （2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - （3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - （4）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - （5）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - （6）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

#### 第11条（損害賠償）

乙は、本契約の定め に反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

#### 第12条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - （1）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - （2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
  - （3）納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - （4）本契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

### 第13条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利

息を甲に支払わなければならない。

#### **第14条（債権譲渡の禁止）**

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

#### **第15条（不可抗力）**

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

#### **第16条（合意管轄）**

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

#### **第17条（協議事項）**

- 1 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都千代田区隼町4番1号  
独立行政法人日本芸術文化振興会  
理事長 長谷川 真理子

乙

令和8～10年度人間ドック健診  
検査項目及び健診料金

検査項目	
身体計測	○○○○○○○○○
生理	○○○○○○○○○
X線・超音波	○○○○○○○○○
生化学	○○○○○○○○○
血液学	○○○○○○○○○
血清学	○○○○○○○○○
尿	○○○○○○○○○
便	○○○○○○○○○
問診・診察	○○○○○○○○○
判定・指導	○○○○○○○○○
料金（税込）／1名	円（内消費税等額 円）

※検査項目は一例。提携先の病院によって検査項目及びその内容は異なる。

## 個人情報の取扱いに関する特約条項（案）

### （総則）

第1条 この個人情報の取扱いに関する特約条項（以下「個人情報取扱い特約条項」という。）は、この個人情報特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

### （個人情報の取扱い）

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）が提供された場合は、当該個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、次の各号により取り扱わなければならない。

- （1） 甲の提供する個人情報を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。
- （2） 個人情報の利用は、本契約を履行するため必要な場合に限るものとし、本契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
- （3） 前2号の規定は、本契約期間終了後もなお効力を有するものとする。
- （4） 甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に係る個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- （5） 本契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- （6） 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報の管理及び搬送に努めなければならない。
- （7） 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
- （8） 本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を甲に返却しなければならないものとし、本契約の履行のための複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行わなければならない。

### （再委託の制限）

第3条 本条に定める措置及び義務は、本契約の一部を他者に委任又は請け負わせる場合にも準用し、乙の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(漏洩時の対応)

第4条 第2条第6号に掲げる個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査)

第5条 甲は、乙の個人情報の管理の状況について次の各号に定める措置を講ずるものとし、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。

- (1) 乙は、甲に対し、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況の検査に関する事項等を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。
- (2) 甲は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立ち入り、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況を、検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- (3) 甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求することができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。
- (4) 甲は、乙による履行を確保するため、個人情報の管理に関し、いつにおいても乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(違反の場合の処置)

第6条 甲は、乙が前各項の規定に違反していると認めたときは、本契約の一部又は全部を解除することができるものとし、乙の責に帰すべき事由によって漏洩等の事故が発生し甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(法令遵守)

第7条 前各条に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。